

(平成19年度支援)

原状回復事業事例：山形県廃油事案

事案の類型	金属製品製造業者による廃油の不適正処理
事案の場所	山形県東根市
行為者	神奈川県横浜市内 A社 代表取締役 B
規模及び種類	投棄面積；約900m ² 投棄量；約125t 廃油、汚泥、銻さい、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類・ ガラスくず・金属くずの混合物
支障のおそれ	放置されたドラム缶（廃油）等には、引火性の高いトルエンや有害物質が含まれている。漏洩対策は講じているもの、容器の劣化等が生じた場合には、火災の発生や土壤汚染、地下水汚染が生じるおそれがある。
対策工の概要	廃棄物の撤去を行った。 敷地内に放置された廃棄物を回収し、容器が破損、漏洩しているモノについては移し替えを行った。廃油、廃酸、廃アルカリについては焼却処分、銻さい、燃え殻については埋立処分、汚泥については焼却若しくは埋立処分を行った。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 122.5t (廃油63.19t、汚泥32.86t、燃え殻10.52t、他)
代執行費用	11,119,500円
支援した資金額	8,339,000円

代執行前



【事案概要】

行為者A社は、平成14年頃から自動車エンジン等を溶解し、アルミインゴットを製造する事業を営んでいた。A社は、溶解炉の燃料として廃油や廃溶剤などを集めて使用していたが、中間処理業の許可は有しておらず、また、産業廃棄物収集運搬業許可は平成14年5月に、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可は平成10年12月に失効している。

平成14年6月頃、A社が他県から大量に廃油等を持ち込んだため、近隣住民から黒煙、悪臭に係る苦情が県に申し立てられた。以後、県はA社を指導し、一部撤去等を行わせたものの平成16年8月以降はA社B代表取締役と連絡をとることができなくなった。

県は、平成17年5月の立入検査では、A社が操業停止状態となり廃油等が放置されていることを、平成18年7月の立入検査では、一部の容器から廃油が漏出していることを確認した。

このため、県は、平成19年6月にA社及び代表取締役Bに措置命令を発出したが、是正措置を講じなかったため、平成19年度に行政代執行により支障の除去を行った。

なお、これらの廃油等に係る排出事業者の調査を行ったが、排出事業者の特定には至らなかった。

代執行後

